

留 総 総 第 2 1 4 号
平成 2 5 年 3 月 1 2 日

留 萌 市 監 査 委 員 祐 川 正 幸 様
留 萌 市 監 査 委 員 珍 田 亮 子

留 萌 市 長 高 橋 定 敏

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置について
平成 2 5 年 1 月 1 1 日付留監第 8 1 号で報告のあったこのことについて、定期監
査結果に基づき、又は当該監査結果を参考として講じた措置を、地方自治法第 1 9
9 条第 1 2 項の規定により通知します。

(総 務 部 総 務 課 総 務 係)

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置

1) 契約事務の統一化

平成24年度に「契約手続フロー」を示し、庁内における契約事務の統一化を図っているところであるが、不適切なものについては、改めて契約マニュアル等にそった適正な事務処理に努める。

2) 予定価格の積算根拠の作成

予定価格の積算根拠が不明瞭なものについては、平成25年度から適正な処理を行う。

また、契約終了後の再リースについても、残存価格等を適切に算定するなど事務処理の適正化に努める。

3) 長期にわたる賃貸借契約及び自動更新条項について

長期継続契約については、今後も条例に基づく事務処理を実施していく。また、自動更新条項に関しては、早急に相手方と協議をし、契約の適正化に努める。

4) 随意契約の根拠について

随意契約の根拠が地方自治法施行令にそぐわないものについては、契約担当者と調整を図り、契約マニュアル等に基づいた適切な事務処理に努める。

5) 土地の転貸借契約について

土地の転貸借に関しては、地権者との交渉を継続的に実施し、転貸地の解消が図られるよう努める。

留 議 第 2 2 1 号
平成 2 5 年 1 月 3 0 日

留萌市監査委員 祐 川 正 幸 様
留萌市監査委員 珍 田 亮 子 様

留萌市議会議長 小 野 敏 雄

平成 24 年度定期監査の結果に基づく措置について

平成 25 年 1 月 11 日付け留監第 81 号の監査結果に基づく措置を、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

1) NTT FAX 賃貸借契約

- ・留萌市契約規則に沿った事務手続きがなされておらず、契約手続きに必要な見積合せ執行伺い等の書類不備があり行政執行として適切ではない。
- ・再リースで契約する場合、従来の方額の 1/10 ~ 1/12 の額で行い 2 年目以降は減価償却の終了した物件となるため再リースの契約は望ましくない。

《措置状況》

- ・ FAX を賃借とする場合は、平成 25 年度より留萌市契約規則にのっとり契約手続きを実施。
- ・ 減価償却の終了した物件のため、買い取り及び無償譲渡について、契約を締結している担当と協議を行ったが、「当初からの契約書にうたってなければ、買い取り及び無償譲渡はできない(賃借料の方額の算定も変わってくるため)」との回答をいただいた。
また、現在、財政健全化中であり、機器的には故障も無く十分対応できている状況であるため、安価に契約することが見込まれるため、平成 25 年度においても従来どおりの賃貸と考えている。

留市教学 第941号

平成25年2月21日

留萌市監査委員 祐川正幸様

留萌市監査委員 珍田亮子様

留萌市教育委員会委員長 江畠直彦

平成24年度定期監査の結果を参考として講じる措置について（通知）

平成25年1月11日付け、留監第81号にて報告のありました件につきまして、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置を通知いたします。

（学校教育課庶務係）

平成24年度定期監査の結果を参考として講じた措置

1) 契約事務の統一化

契約書に記載すべき事項の欠如、あるいは、契約にかかる書類中の誤記や記入漏れについては、平成25年度から適正に処理する。

なお、契約書に定められた約款については、市長部局の契約担当課の指導のもと全庁的な取扱いが必要と考える。

2) 予定価格の積算根拠の作成

平成25年度から積算根拠を示すよう事務の改善を図る。

3) 長期にわたる賃貸借契約及び自動更新条項について

直接、土地賃貸借契約に関わるものではないが、長期間にわたり自動更新をしているものであり、平成25年度から契約方法やその期間について検討する。

4) 随意契約の根拠について

平成25年度から法令に準拠した適切な根拠に基づいた契約にするとともに、長期契約についても検討し、事務の改善を図る。

5) 土地の転貸借契約について

平成25年度から印紙の貼付については、適正に処理するとともに、土地の活用についても、財政状況及び将来的な保育園の在り方などを踏まえ、有効的な活用手段を検討する。

留 病 総
平成 2 5 年 3 月 2 1 日

留萌市監査委員 祐 川 正 幸 様
留萌市監査委員 珍 田 亮 子

留萌市病院事業
管理者 笹 川 裕

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置について
平成 2 5 年 1 月 1 1 日付留監第 8 1 号で報告のあったこのことについて、定期監
査結果に基づき、又は当該監査結果を参考として講じた措置を、地方自治法第 1 9
9 条第 1 2 項の規定により通知します。

(事務部総務課総務企画係)

平成24年度定期監査の結果を参考として講じた措置

部課名：留萌市立病院

(1) 契約事務の統一化

市立病院については平成25年度内において契約マニュアルを作成し、契約マニュアルにそった適正な事務処理に努める。

(2) 予定価格の積算根拠の作成

予定価格の積算根拠が不明瞭なものについては、平成25年度から適正な処理を行う。

また、契約終了後の再リースについても、残存価格等を適切に算定するなど事務処理の適正化に努める。

(3) 長期にわたる賃貸借契約及び自動更新条項について

これまで根拠となる条例等を制定していないにもかかわらず、長期継続の契約を実施していたが、今後は平成24年度に定めた『留萌市病院事業の所管に係る長期継続契約を締結することができる契約に関する規程』に基づき、事務処理を実施していくこととする。

また、自動更新条項に関しては、早急に相手方と協議をし、契約の適正化に努める。

(4) 随意契約の根拠について

随意契約の根拠が地方自治法施行令にそぐわないものについては、新年度に作成する『契約マニュアル』等に基づいて適切な事務処理に努める。

また、市と当院において事務の整合性が欠ける契約が見受けられたとの指摘があったことから、市の契約担当者とは十分協議のうえ、実施していくこととする。